

# こちら消防 119

火災の起こりやすい  
季節になりました

● 11月9日(日)は

## 119番の日です

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動のために大切なことは確実な119番通報です。火災や救急時にはあわてずに119番通報をお願いします。

119番通報の留意事項 ～次のことを伝えましょう～

- ① どこで? 『住所・目標物等』
- ② 何が? 『火災・救急・救助等』
- ③ どうしたか? 『災害の内容』
- ④ あなたの名前と電話番号を伝える。



【問い合わせ先】 消防本部 通信指令室 (☎ 83-0232)

さわやかな風や虫の音に、秋の深まりを感じる季節となりました。空気が乾燥したこの時季は、火災が起こりやすい季節です。火の取扱いには十分注意しましょう。

● 11月9日(日)～15日(土)は

## 秋季火災予防運動の実施期間です

暖房器具をはじめ、火気の取扱いが多くなる時季を迎え、火災の起こりやすい状態が続きます。火の取扱いには十分注意し、火災のないまちを目指しましょう。

● 全国統一標語

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

※たき火などの火の後始末は  
確実にいきましょう。



【問い合わせ先】 消防本部 予防課 (☎ 83-3556)

# 税金 あれこれ

## 固定資産の評価替えとは?

評価替えとは、土地・家屋の評価額を「適正な均衡のとれた価格」に見直す作業のことをいいます。

本来であれば、毎年度評価替えを行い課税することが、納税者間の税負担の公平を図ることになりますが、膨大な量の土地や家屋について、毎年度評価を見直すことは実務的に不可能であることや、課税事務の簡素化を図り、徴税コストを抑える必要性もあること等から、原則として3年間は評価額を据え置き、3年ごとに評価を見直す制度がとられています。

この評価替えを行う年度を「**基準年度**」といい、来年度の平成21年度は、この基準年度にあたります。

なお、土地については、地価の下落等があり評価額を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により評価額を修正できるようになっています。本市においても、基準年度以外の年度であっても評価額を修正しています。

また、償却資産については、毎年度の申告義務があるため、評価替え制度はありません。



● 問い合わせ先 税務課固定資産税係 (☎ 82-1127)

－ 12 － 「広報さんようおのだ」 2008/11/1

# みんなの まちづくり

## 24 自治基本条例とまちづくり (その3)

10月末までで「自治基本条例をつくる会」も36回の開催となりました。会議概要は市ホームページの「自治基本条例」コーナーでご覧いただけます。会発足当初の、参加者のまちづくりへの意気込みは相変わらずですが、なかなか議論がまとまらず、予定している時期に素案(報告書)の提出が行えるかどうか不明です。

しかしながら、この条例は作成過程に市民との交流をいかに増やすか、また参加者同士の議論をいかに尽くすかが重要な課題でもあり、素案の提出という目標に向かって協議していく時間はたいへん意義深いものであると確信しています。

素案作成後は、市役所内部組織との法制上の調整や、並行して議会や市民のみなさんとの意見交換をする場が待っています。憲法では国民に主権があることは宣言されていますが、地方自治において「市民」に主権があることや住民参加・協働といった概念を明確に定めた法令は存在していません。まだまだ道のりは長いですが、多くの市民のみなさんのご理解とご協力を得て、山陽小野田市独自の条例制定過程が実を結ぶことを願っています。



秘書行革課 (☎ 82-1135)

11月4日から税務署の電話が自動音声案内に変わります  
◆厚狹税務署 (72-0180) に電話→自動音声の流れます◆

◇国税に関する一般的なご相談→①を押してください  
◇納付相談等税務署へのお電話→②を押してください